

名古屋市中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年10月11日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第48号

名古屋市中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例

名古屋市中高層階住居専用地区建築条例（平成 7 年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項第 1 号に掲げる建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、法第52条第 1 項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の例により算定する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。